

文芸

【短歌】

○東北に希望も込めて氷上の十九歳が捧ぐ金メダル
河野 久子(昭 和)

●故郷 思い東北魂胸に秘めオリンピックの頂点に立つ
浦井 正子(宮ヶ崎第四)

●まだ寒く雪残りたる被災地に桜前線やさしく届け
中島三千代(桜の郷)

国民の期待の重圧十七歳実力発揮できず涙に
高田 宗雄(大 戸)

桜丘仮設で学びし三年もアルバムに在る変わらぬ笑顔
秋山 正志(越 安)

待ちわびる桜の開花「靖国」に眠れる父は幾年過ぎし
二宮不二子(大 戸)

冬越えし蒨草は緑濃く甘さも増して御馳走になる
田口すい子(南川又)

名木の「大戸の桜」ひこぼえと共に榮えて桜花爛漫
片岡 忠彦(谷田部)

年立つと明けゆく空に鶏の声ときの間おいて朝日の昇る
岡山 一二(上石崎)

道路わき季節の花を絶やさずに事故死の息に捧ぐ母親
秋山 禮子(越 安)

(評) 河野、浦井、高田の三方が、感動を有難うの気持ちこめて、胸に迫るような作品を詠んでいる。金メダルの羽生選手は仙台生まれ。被災者で避難所生活もしている。「仙台へ

【俳句】

○ふる里の母の匂ひや春の土
道川 たい(南川又)

●梅林の書風新たに古看板
西風 次郎(常 井)

●心にも風を入れたく青き踏む
中島三千代(桜の郷)

残雪に南天の紅まぶしかり
高田 宗雄(大 戸)

土埃屋根まで覆い春風
浦井 正子(宮ヶ崎第四)

梅咲いて気温気づかう月明かり
岡山 一二(上石崎)

一雨に蒨草の青々と
田口すい子(南川又)

妻と来し偕楽園の梅日和
萩谷彰一郎(長 岡)

お狭な娘まだまだ元気春春
田口 正子(南川又)

新じゃがの煮つころがしや母の味
片岡 忠彦(長 岡)

(評) 道川さん「春になり畑や田の土を耕しているのだろう。表現は極めて易しく誰にもわかる内容。土の匂いに実家の母を思い重ねて俳句の醍醐味を表している。西風さん「偕楽園での作だろう。梅林の中に立っている看板の文字が新しい書風ではあるが、かなり古くなっている。これも趣のあることか。中島さん「青き踏む」は春の季語。野辺に出て、青草を踏み遣走すること。この句は、ただぶらついているのではなく、自分の心の中に、あたたかな春風を取り入れたらという願望である。

の思いを背負つての表彰台であり、一人だけ心躍らせるわけにはいかない。」と控えめ。中島さん「今年の異常気象に、被災地に思いを寄せるあたたかい作品、結句が効果的。二宮さんの靖国のお父上、片岡さんの大戸の桜、共感できる作品。秋山正志さん「桜丘中、梅香中が青葉中として統合、校歌も新しく未来志向の再出発、作者の短歌もアルバムの笑顔と共によい思い出に残ると思う。」

すこやかニュース

健康だからこそ年に一度健康診断受けてみませんか

誰でも健康でいきいきと暮らしたいものです。「元氣だから」「自覚症状がないから」「通院しているから」と健康診断を受けない理由として聞かれます。しかし、脳卒中などの生活習慣病は自覚症状がなく、急に倒れてはじめて病気が進行していたとわかることがあります。健康診断を受けてご自身からだを知りましょう。

【19歳〜39歳の方への生活習慣病予防健診】

生活習慣病予防健診は、19歳〜39歳の市民のすべての方が受けられます。お仕事や子育てで忙しい方こそぜひお受けください。

【40歳〜74歳の方への特定健康診査】

糖尿病や脳卒中、心臓病などの生活習慣病を予防するための健診です。定期的に通院している方も、持病とは関係のない病気の危険性がないかチェックするためにもお受けください。また、健診結果で、特に生活習慣の改善が必要な方には特定保健指導が受けられます。特定健康診査はご加入の健康保険組合によって、会場や日程、検査料金など異なります。

・茨城町国民健康保険にご加入の方には町からお知らせします。
・国保以外の健康保険組合にご加入の方にはご加入の健康保険組合でご確認ください。

| 健康増進課（保健センター）5月の予定 | | | |
|--------------------|----|----------|-------------|
| 日 | 曜日 | 事業名 | 受付時間 |
| 10 | 土 | パバママ教室 | 9:30~9:45 |
| 13 | 火 | 1歳6カ月児健診 | 13:00~13:30 |
| 14 | 水 | 健康相談 | 9:00~11:30 |
| 23 | 金 | 乳児健診 | 13:00~13:30 |
| 25 | 日 | 狂犬病予防注射 | 9:00~11:00 |
| 27 | 火 | 3歳児健診 | 13:00~13:30 |
| 30 | 金 | こっくん教室 | 9:45~10:00 |

健康増進課
(保健センター)
☎ 240-7134

【75歳以上の方への高齢者健康診査】

高齢者健康診査は、75歳以上の市民のすべての方が受けられます。健診の結果を健康づくりに生かしましょう。

【加入の医療保険に関係なく受けられるがん検診】

がん検診は、早期のがんを見つけて早めに治療を行うことで、がんによる死亡率を低下させることができます。

本号に健康診断の詳しいお知らせ（日程等）を掲載しております。また、各種茨城町健康診査受診券は、6月上旬に発送予定です。
茨城町では、多くの皆さまに健康診断をお受けいただくために、電話や訪問での受診勧奨も行ってまいります。

「職場（会社）の健康保険に加入された皆さまへ」

就職等により、職場（会社）の健康保険に加入された場合は、国民健康保険から脱退する手続きが必要です。手続きの際に必要なものをご持参のうえ、保険課（4番窓口）までお願いいたします。

手続きに必要なもの

- ・職場（会社）の健康保険証（全員分）
- ・印鑑（朱肉を使うもの）
- ・国民健康保険被保険者証（保険証）
（職場の保険に加入された方全員分）

※国民健康保険を脱退する時は、現在お持ちの国保の保険証が必要になります。

職場（会社）の健康保険に加入しているのに、国保の保険証を使用して医療機関を受診してしまうと、国保が負担した医療費を後で返還していただくことになります。

また、国保脱退の手続きを取らないと、国保税が課税されたままになります。

行き違いなどのトラブルの原因ともなりますので、保険証が職場の保険に変わった場合は必ず手続きをお願いいたします。

【問合せ先】保険課 国保グループ ☎240-7113

安価で安心 ジェネリック薬品を上手に活用しましょう!!

太陽光発電設備等（再生可能エネルギー発電設備）に係る課税について

家屋の屋根（建材型ソーラーパネルで屋根材として家屋の評価に含まれているものを除きます）、野立て等に太陽光パネルを設置して発電量を売電する場合、設置した太陽光パネル等は固定資産（償却資産）の課税対象になりますので、固定資産税（償却資産）の申告をお願いします。なお、太陽光発電設備等用地の課税地目は雑種地（宅地評価額の50%）となります。

設置者および発電規模別の課税区分

| 設置者 | 規模 | 10kw以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電) | 10kw未満の太陽光発電設備 (余剰売電) |
|-------------|----|--|-----------------------------------|
| 個人 (住宅用) | | 家屋の屋根等に経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置し、発電量の全量もしくは余剰を売電する場合は事業用資産となり課税の対象となります。 | 売電するための事業用資産となりませんので課税の対象とはなりません。 |
| 個人 (事業用) | | 事業用に供している資産については、発電出力量や全量売電・余剰売電にかかわらず、償却資産の課税の対象となります。 | |
| 法人 | | 事業用に供している資産となるため、発電出力量や全量売電・余剰売電にかかわらず、償却資産の課税の対象となります。 | |

※平成26年3月31日までに、国の固定価格買取制度の認定を受けて取得された再生可能エネルギー発電設備については、固定資産税の課税標準の特例が適用される場合がありますのでご相談下さい。

【問合せ先】税務課 ☎240-7114